

空家等の適正な管理の推進に関する協定書

印西市（以下「甲」という。）と印西市造園組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空家等が管理不全な状態とならないよう適正な管理を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空家等 市内に所在する建築物及びこれに附属する工作物（以下「建築物等」という。）であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいう。

（2）管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により、建築物等が倒壊し、又は建築物等に用いられた建築材料が飛散して、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 空家等に不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 敷地内の樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

（3）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1）市内にある空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合、乙の業務を紹介するものとする。

（2）甲が発行する広報紙に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、乙が行う空家等の管理業務等の広報に努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙の組合員は、空家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

（1）空家等の除草、樹木の剪定及び伐採

(2) 空家等で発生した枝葉等の処分

(3) その他、空家等に関する乙の組合員が受託できる業務

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この業務を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(解除)

第7条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合には、本協定を解除することができる。

(1) 所有者等への虚偽又は悪質な勧誘を行った場合

(2) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示行為を行った場合

(3) 不要な業務の強要を行った場合

(4) 故意に見積もりの金額等を偽り、著しく不適當な料金を設定した場合

(5) その他業務が著しく不適當であると認められた場合

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年9月8日

甲 千葉県印西市大森2364番地2
印西市
印西市長 板倉 正直

乙 千葉県印西市大森333番地2
印西市造園組合
組合長 林 伸 幸